

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する地域防犯パトロール活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 市民が安心して暮らすことのできる地域社会の形成に寄与するため、本市の区域内で、青色回転灯を装備した車両で防犯パトロール活動を実施する団体の活動支援を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「青色回転灯装備車両」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3の自主防犯活動用自動車であって、同条の規定により青色防犯灯を備えたものをいう。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の補助対象事業の概要は、青色回転灯装備車両による地域防犯パトロール活動とする。

(交付対象者)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体であって、市長が認めたものとする。

- (1) 自治会、町内会又は市民が自主的に組織した団体であること。
- (2) パトロールを継続して実施することができる団体であること。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条に規定する事業に要する経費のうち、別表1に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 積立金及び預金（周年記念事業等に対する計画的な積立てを含む。）
- (2) 経常的な人件費
- (3) 食糧費及び酒類全般
- (4) 会員、関係者及び関係団体に対する慶弔費、見舞金、激励金品、記念品等の交際費及び寄附金並びにこれらに類する経費
- (5) その他市長が不相当と認めた経費

(補助金の額)

第7条 この補助金の額は、別表2に定める年間当たりの延べ活動台数（活動車両の台数に活動日数を乗じて得た台数をいう。）に応じた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとするときは、尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付申

請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パトロール実施計画書（第2号様式）
- (2) パトロール実施者名簿
- (3) 車検証の写し等の自主防犯活動用車両であることを証する書類
（交付決定及び通知）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をし、尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業の内容変更又は経費の減額変更をしようとするときは、尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金変更交付申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、速やかに尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金変更交付決定通知書（第5号様式）を送付する。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業が完了したとき又は当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) パトロール実績報告書（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告に基づき補助金の額を確定し、尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付確定通知書（第8号様式）を交付申請団体に送付する。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による補助金の交付確定を受けた団体が補助金の交付を請求しようとするときは、尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当することが判明したときには、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けた事が判明したとき。
- (2) 事業全体を委託する場合
- (3) 営利を目的とした場合

- (4) 政治的行為及び宗教的行為を行ったと認められる場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する場合
- (6) その他市長が適当でないと認める場合

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

別表1（第6条関係）

費目	内容
報償費	防犯パトロール活動を実施した場合の謝礼、参加者の賞品
需用費	燃料費、消耗品費、印刷製本費
役務費	郵便料、保険料、手数料
備品購入費	防犯パトロール活動に必要な備品の購入
その他	上記以外の経費で補助事業の特性から市長が適当と認めるもの

別表2（第7条関係）

補助金の額	
年間当たりの延べ活動台数	補助額
1台から120台まで	20,000円
121台から180台まで	30,000円
181台から240台まで	40,000円
241台から300台まで	50,000円
301台から360台まで	60,000円
361台以上	70,000円

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

団 体 名
役 職 名
氏 名
住 所

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付申請書

尾張旭市地域防犯パトロール活動費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり交付を申請します。

記

1 事業名

2 補助金の申請額 円

3 延べ活動台数 台

4 添付書類

- (1) パトロール実施計画書（第2号様式）
- (2) パトロール実施者名簿
- (3) 車検証の写し等の自主防犯活動用車両であることを証する書類

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金に対し、次の条件を付して補助金交付決定額のとおり補助金を交付します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金対象条件
尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付要綱の定めを遵守すること。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

団 体 名
役 職 名
氏 名
住 所

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 事業名

2 変更理由

3 変更内容

（変更前と変更後が対比できるような資料を添付してください。）

4 既交付決定額

円

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金の交付決定を次のとおり変更します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更後補助金額 円
変更前補助金額 円
今回増減額 円

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

団 体 名
役 職 名
団 体 名
住 所

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 延べ活動台数 台
- 4 添付書類
 - (1) パトロール実績報告書（第7号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第11条関係）

パトロール実績報告書

団体名等 _____

パトロール地区																																	
実施月	活動台数	活動日																															
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
合計																																	

第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金については、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付確定額 円

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

団 体 名
 役 職 名
 氏 名
 住 所

尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金について、次のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 円

3 内訳

交付決定額	交付確定額	請求額
円	円	円

4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	-----		